

契約概要 は、ご契約に際して特にご確認いただきたい事項を記載しています。

注意喚起情報 は、ご契約に際してご契約者様にとって不利益となる事項、特にご注意いただきたい事項を記載しています。

★ は、特にご確認・ご注意いただきたい事項を記載しています。

ご契約される前に必ずお読みいただき、お申込みくださるようお願いいたします。ご契約者と被保険者が異なる場合には、この書面に記載の事項を被保険者の方に必ずご説明ください。本書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については普通保険約款・特約集(P. 21～P. 37)をご参照ください。また、ご不明な点については、代理店または弊社までお問い合わせください。

ご契約内容について

1 商品の仕組みについて

契約概要 **注意喚起情報**

「JIDタスカル保険」は賃貸住宅にお住まいの方を対象として、火災、風災、水災、盗難等の事故によって自己の所有する家財の損害、借戸室の修理費用、さらに入居者が借戸室の貸主および他人への賠償責任を負担することによって被る損害を補償する商品です。

2 補償の内容について

契約概要 **注意喚起情報**

保険金をお支払いする場合と保険金をお支払いしない主な場合は次のとおりです。詳細は普通保険約款をご確認ください。

■保険金をお支払いする場合

1. 家財補償

保険金の種類	支払事由	支払額	支払限度額
①家財保険金	保険期間内に次に掲げる事故によって保険の対象に損害が生じたとき (ア)火災 (イ)落雷 (ウ)破裂または爆発 (エ)風災、ひょう災、雪災 (オ)借戸室の外部からの物体の落下、飛来、衝突または倒壊 (カ)給排水設備に生じた事故または被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故に伴う漏水、放水または溢水による水濡れ (キ)騒ぎょうおよびこれに類似の集団行動または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為 (ク)水災。ただし、借戸室が床上浸水を被った場合に限り。 (ケ)盗難 ^(注) (コ)通貨または預貯金証書の盗難 (サ)(ア)から(コ)までの事故以外の不測かつ突発的な事故 (注)自転車および原動機付自転車(総排気量125cc以下)は、専用駐車場または敷地内にある収容場所に保管されている場合の盗難に限り担保します。	保険の対象の再調達価額(貴金属・宝石・美術品等については時価額)によって定められた損害の額(以下、この表において「損害の額」という。)	1回の事故につき家財保険金額限度 ただし、次の事故については以下の限度額を適用する。 (ク)の事故の場合:1回の事故につき家財保険金額の10%限度 (ケ)の事故の場合:貴金属・宝石・美術品等については、1個または1組の損害額が30万円を超える場合は、30万円とし、1回の事故につき100万円限度 (コ)の事故の場合: 通貨:1回の事故につき20万円限度 預貯金証書:1回の事故につき200万円限度 (サ)の事故の場合:支払額は、損害の額から3万円を控除した額とし、1回の事故につき50万円限度
②臨時宿泊費用保険金	①の家財保険金が支払われる場合において、その事故によって飲用水、電気もしくはガスの供給停止または排水設備の使用不能の結果として借戸室に居住することができなくなったため、被保険者が臨時宿泊費用を支出した場合	被保険者が支出した臨時宿泊費用の額	1泊につき3万円かつ14泊までとし、1回の事故につき20万円限度

保険金の種類	支払事由	支払額	支払限度額
③被災転居費用保険金	①の家財保険金が支払われる場合において、その事故によって借戸室が半損以上 ^(注1) の損害を受け、借戸室に居住できなくなった結果として、被保険者が次の転居費用を支出した場合 (ア)転居先の賃貸借契約に必要な費用 ^(注2) (イ)転居先への引越し費用 (注1)主要構造部の損害の額がその再調達価額の20%以上となった場合または借戸室の損害を被った部分の床面積の延床面積に対する割合が20%以上となった場合をいう。 (注2)礼金および仲介手数料等の費用をいい、次の費用は除く。 (a)家賃および共益費 (b)敷金、保証金その他返還性のある一時金	支出した費用の額	(ア)の費用および(イ)の費用について、1回の事故につき各々20万円限度
④残存物取片づけ費用保険金	①の家財保険金が支払われる場合において、その事故によって損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用 ^(注) を被保険者が支出したとき (注)取りこわし費用、取片づけ清掃費用および搬出費用をいう。	被保険者が支出した残存物取片づけ費用の額	1回の事故につき家財保険金の10%限度
⑤失火見舞費用保険金	①の家財保険金の支払事由(ア)または(ウ)の事故により家財保険金が支払われる場合において、次に掲げる(ア)の事故によって(イ)の損害が生じたとき (ア)借戸室から発生した火災、破裂または爆発。ただし、第三者の所有物で被保険者以外の者が占有する部分(区分所有建物の共用部分を含む。)から発生した火災、破裂または爆発による場合を除く。 (イ)第三者の所有物(動産については、その所有者によって現に占有されている物で、その者の占有する構内にあるものに限る。)の滅失、き損または汚損。ただし、煙損害または臭気付着の損害を除く。	損害が生じた被災世帯の数×10万円	1回の事故につき家財保険金額の20%限度
⑥ドアロック交換費用保険金	次のいずれかの事由により被保険者が自己の負担において借戸室のドアロック(錠)を交換した場合 (ア)借戸室の鍵を盗取されたこと (イ)借戸室の玄関ドアのドアロックがピッキングにより開錠されたことまたはいたずら等によりその機能の一部または全部が失われたこと	被保険者が支出したドアロック交換費用の額	1回の事故につき3万円限度
⑦地震災害費用保険金	保険期間中に発生した地震もしくは噴火またはこれらによる津波を直接または間接の原因とする火災、損壊、埋没または流失によって借戸室が属する建物が損害を被り、その損害について地方自治体から全壊の被害認定 ^{※1} を受けたこと ※1 平成25年6月「災害に係る住家の被害認定基準運用指針(内閣府防災担当)」に基づき、地方自治体が調査を実施のうえ行う地震等による住家の損害の認定をいう。 ※2 地震保険の取扱いはありません。また、この保険契約の保険料は地震保険料控除の対象となりません。	20万円	1回の事故につき20万円

2. 修理費用補償

保険金の種類	支払事由	支払額	支払限度額
修理費用等 保険金	<p>①借戸室に次のいずれかに該当する損害が生じた場合において、被保険者^(注1)がその貸主との間で締結した賃貸借契約等の契約に基づきまたは緊急的に、自己の費用でこれを修理したときは、その修理費用^(注2)に対して、修理費用等保険金を支払う。ただし、借家人賠償責任保険金が支払われる場合を除く。</p> <p>(ア)家財補償の家財保険金の支払事由(ア)から(コ)までに記載の事故^(注3)による借戸室の損害</p> <p>(イ)家財補償の家財保険金の支払事由(ア)から(コ)までに記載の事故以外の不測かつ突発的な事故により借戸室の次の部位に生じた損害</p> <p>(a)取付けガラス^(注4)</p> <p>(b)洗面台、浴槽、便器およびこれらの付属物</p> <p>(ウ)借戸室内における被保険者の死亡による借戸室の損害^(注5)</p> <p>(注1)被保険者が死亡している場合には、被保険者の法定相続人、賃貸借契約等の保証人および相続財産管理人を含む。</p> <p>(注2)借戸室を損害発生直前の状態に復旧するために必要な費用に限る。</p> <p>(注3)家財保険金の支払有無を問わない。</p> <p>(注4)借戸室に取り付けられた板ガラスをいい、ガラスに付属する枠、とって等を含み、鏡を含まない。</p> <p>(注5)借戸室の清掃、消臭・消毒に要する費用の損害を含む。</p> <p>②借戸室の専用水道管^(注)に凍結が生じ、被保険者が次のいずれかの費用を負担したとき</p> <p>(ア)損害が生じた専用水道管の修理費用</p> <p>(イ)凍結事故の再発防止のための専用水道管の改良費用</p> <p>(注)水道管に接続された機器・装置内の水管を含む。</p> <p>③被保険者が死亡したことにより、借戸室の賃貸借契約等が終了する場合において、その被保険者に代わって遺品整理を行うべき者^(注1)が被保険者の遺品整理のための費用^(注2)を支出したとき</p> <p>(注1)他の被保険者、被保険者の法定相続人、賃貸借契約等の保証人、相続財産管理人および賃貸借契約等において残置物を引き取るべき者の定めがある場合のその者を含む。</p> <p>(注2)借戸室を貸主に明け渡し可能な状態に復するために遺品を整理、廃棄または運送するために必要な費用とし、保管のために必要な費用は、遺品の整理または運送のために行う30日以内の一時的な保管のための費用に限り含む。</p>	被保険者が実際に負担した修理費用等の額	<p>事故の種類により1回の事故につき以下の限度額を適用する。</p> <p>①(ア)および(イ)の損害:修理費用等保険金額(100万円)限度</p> <p>①(ウ)の損害:50万円限度</p> <p>②(ア)の損害:30万円限度</p> <p>②(イ)の損害:1万円限度</p> <p>③の損害:50万円限度</p>

3. 賠償責任補償

保険金の種類	支払事由	支払額	支払限度額
借家人 賠償責任 保険金	<p>①借戸室が被保険者の責めに帰すべき事由に起因する次のいずれかに該当する事故により損害を受けたため、被保険者が借戸室の所有者に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被ったとき</p> <p>(ア)火災</p> <p>(イ)破裂または爆発</p> <p>(ウ)給排水設備に生じた事故に伴う漏水、放水または溢水による水濡れ</p>	《賠償責任保険金の範囲》に記載の損害賠償金および費用の合計額	<p>事故の種類により1回の事故につき以下の限度額を適用する。</p> <p>①の事故:借家人賠償責任保険金額を限度</p>

保険金の種類	支払事由	支払額	支払限度額
借家人 賠償責任 保険金	<p>②次のいずれかの費用について、被保険者が借戸室の貸主に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被ったとき</p> <p>ただし、これらの費用を負担すべき者^(注1)が、事故通知日から30日以内にこれらの費用について修理費用等保険金の請求を行わなかった場合に限る。なお、この場合、当社が被保険者に対して支払責任を負う範囲内において、損害賠償請求権者による当社に対する保険金請求を認める。</p> <p>(ア)借戸室内における被保険者の死亡により生じた、借戸室の修理、清掃または消臭・消毒費用</p> <p>(イ)被保険者が死亡したことにより、借戸室の賃貸借契約等が終了する場合における遺品整理費用^(注2)</p> <p>(注1)他の被保険者、被保険者の法定相続人、賃貸借契約等の保証人、相続財産管理人および賃貸借契約等において残置物を引き取るべき者の定めがある場合のその者を含む。</p> <p>(注2)借戸室を貸主に明け渡し可能な状態に回復するために遺品を整理、廃棄または運送するために必要な費用とし、保管のために必要な費用は、遺品の整理または運送のために行う30日以内の一時的な保管のための費用に限り含む。</p> <p>③被保険者が借戸室内において自殺したことにより、借戸室の家賃^(注)について、被保険者が借戸室の貸主に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被ったとき</p> <p>(注)水道、ガス、電気、電話等の使用料金および権利金、礼金、敷金その他の一時金は含みません。</p>		<p>②の事故:(ア)および(イ)の損害について各々50万円限度</p> <p>③の事故:事故発生時の借戸室の家賃の6か月分に相当する額または100万円のいずれか低い額を限度</p>
個人賠償 責任保険金	<p>日本国内において保険期間内に生じた次の偶然な事故により、他人の身体の障害^(注)または他人の財物の滅失、き損もしくは汚損に対して、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被ったとき</p> <p>①借戸室の使用または管理に起因する事故</p> <p>②被保険者の日常生活に起因する事故</p> <p>(注)傷害もしくは疾病またはこれらに起因する死亡もしくは後遺障害をいう。</p>	《賠償責任保険金の範囲》に記載の損害賠償金および費用の合計額	1回の事故につき、個人賠償責任保険金額を限度

《賠償責任保険金の範囲》

- ①被保険者が損害賠償請求権者に支払うべき損害賠償金。損害賠償金には、判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金を含み、また、損害賠償金を支払うことによって被保険者が取得するものがあるときは、その価額をこれから差し引く。
- ②損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
- ③被保険者が他人に対して損害賠償の請求権を有する場合において、他人から損害の賠償を受けることができる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用
- ④損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に、被保険者に法律上の損害賠償責任がないと判明したときは、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置のために要した費用およびあらかじめ当会社の同意を得て支出した費用
- ⑤損害賠償責任を負担することによって被る損害の原因となった事故に関して被保険者の行う折衝または示談について被保険者が当会社の同意を得て支出した費用
- ⑥損害賠償に関する争訟について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用

★ ■ 保険金をお支払いしない主な場合

1. 家財補償

次に掲げる事由によって生じた損害

- ① 保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
- ② 被保険者以外の者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者（その者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害。ただし、他の者が受け取るべき金額については除く。
- ③ 保険契約者または被保険者が運転する車両またはその積載物の衝突または接触
- ④ 【保険金をお支払いする場合1】①家財保険金の支払事由の(ア)から(ク)までの事故の際における保険の対象の紛失または盗難
- ⑤ 保険の対象が屋外にある間に生じた事故。ただし、借戸室に併設される専用駐輪場または借戸室が一戸建の場合の敷地内に収容される自転車の盗難を除く。
- ⑥ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- ⑦ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ⑧ 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑨ 前⑧以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑩ 前⑥から⑨までの事由に伴う秩序の混乱
- ⑪ 前⑥から⑨までの事由によって発生した事故の延焼または拡大
- ⑫ 発生原因が何であるかにかかわらず、【保険金をお支払いする場合1】①家財保険金の支払事由に記載の事故の前⑥から⑨までの事由による延焼または拡大
- ⑬ 差押え、収用、没収、破壊等、国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害。ただし、消防または避難に必要な処置によって生じた損害を除く。
- ⑭ 保険の対象の自然の消耗もしくは劣化または性質によるさび、かび、変質、変色、発酵、発熱、ひび割れその他これらに類似の事由またはねずみ食い、虫食い等によって生じた損害
- ⑮ 保険の対象の欠陥によって生じた損害。ただし、保険契約者または被保険者が相当の注意をもってしても発見できなかった欠陥によって生じた損害を除きます。
- ⑯ 保険の対象に対する加工・修理等の作業中における作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害
- ⑰ 偶然な外来の事故に直接起因しない保険の対象の電気的事故または機械的事故によって生じた損害
- ⑱ 詐欺または横領によって生じた損害
- ⑲ 土地の沈下、隆起、移動、振動等によって生じた損害
- ⑳ 保険の対象のすり傷、かき傷もしくは塗料のはがれ等の外観の損傷または保険の対象の汚損であって、保険の対象の機能に支障をきたさない損害
- ㉑ 保険の対象のうち、電球、ブラウン管等の管球類に生じた損害。ただし、保険の対象の他の部分と同時に損害を被った場合を除く。
- ㉒ 楽器の弦の切断または打楽器の打皮の破損。ただし、楽器の他の部分と同時に損害を被った場合を除く。
- ㉓ 楽器の音色または音質の変化
- ㉔ 風、雨、ひょう、雪もしくは砂じんの吹込みまたはこれらのものの漏入により生じた損害

2. 修理費用補償

次に掲げる事由によって生じた損害

- ① 保険契約者、被保険者、借戸室の貸主（貸主が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。なお、被保険者の自殺によって生じた【保険金をお支払いする場合2】修理費用等保険金の支払事由①(ウ)および③の損害は、被保険者の故意もしくは重大な過失によって生じた損害には該当しないものとして扱う。
- ② 被保険者以外の者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者（その者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害。ただし、他の者が受け取るべき金額については除く。
- ③ 借戸室の使用もしくは管理を委託された者または被保険者の使用人の故意。ただし、被保険者に保険金を取得させる目的でなかった場合を除く。
- ④ 保険契約者、被保険者または借戸室の貸主の運転する車両またはその積載物の衝突または接触
- ⑤ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動

- ⑥ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ⑦ 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑧ 前⑦以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑨ 前⑧から⑩までの事由に伴う秩序の混乱
- ⑩ 前⑨から⑩までの事由によって発生した事故の延焼または拡大
- ⑪ 発生原因が何であるかにかかわらず、【保険金をお支払いする場合2】修理費用等保険金の支払事由に記載の事故の前⑤から⑩までの事由による延焼または拡大

次のいずれかに該当する損害

- ① 差押え、収用、没収、破壊等、国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害。ただし、消防または避難に必要な処置によって生じた損害に対しては、保険金を支払う。
- ② 借戸室の使用もしくは管理を委託された者または被保険者と同居の親族の故意によって生じた損害。ただし、被保険者に保険金を取得させる目的でなかった場合は、保険金を支払う。
- ③ 借戸室の欠陥によって生じた損害。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者に代わって住宅を管理する者が、相当の注意をもってしても発見し得なかった欠陥によって生じた損害に対しては、保険金を支払う。
- ④ 借戸室の自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、はがれ、肌落ちその他類似の事由またはねずみ食いもしくは虫食い等によって生じた損害
- ⑤ 借戸室に対する加工、修理または調整の作業中における作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害
- ⑥ 借戸室に生じたすり傷、かき傷、塗料のはがれ落ちその他単なる外観上の損傷であって、住宅の機能に直接関係のない損害
- ⑦ 不測かつ突発的な外来の事故に直接起因しない住宅の電気的事故または機械的事故によって生じた損害
- ⑧ 詐欺または横領によって住宅に生じた損害
- ⑨ 土地の沈下、隆起、移動、振動等によって生じた損害
- ⑩ 被保険者が借戸室を退去により貸主に明け渡す際の修理費用等保険金の支払事由に記載の損害以外の原状回復費用

次に掲げる物に対する修理費用

- ① 壁、柱、床、はり、屋根、階段等の建物の主要構造部
- ② 借戸室に設置された感知器類
- ③ 玄関、エントランスホール、ロビー、廊下、昇降機、便所、浴室、玄関入口の郵便受、宅配ボックス・宅配ロッカー、門、塀、垣、給水塔等の借戸室を含む建物内において共同に利用される物
- ④ 借戸室の屋外設備・装置としての門、塀、垣、電気・ガスの供給設備、送信・受信設備、配管設備【保険金をお支払いする場合2】修理費用等保険金の支払事由②の損害を除く）その他これらに類する物

3. 賠償責任補償

【借家人賠償責任保険金】 次に掲げる事由によって生じた損害、次に掲げる損害賠償責任

- ① 保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意。なお、被保険者の自殺によって生じた【保険金をお支払いする場合3】借家人賠償責任保険金の支払事由②および③の損害は、被保険者の故意によって生じた損害には該当しないものとして扱う。
- ② 被保険者の心神喪失または指図
- ③ 借戸室の改築、増築、取りこわし等の工事。ただし、被保険者が、自己の労力をもって行った仕事により発生した事故を除く。
- ④ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- ⑤ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ⑥ 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑦ 前⑥以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑧ 前④から⑦までの事由に伴う秩序の混乱
- ⑨ 前④から⑦までの事由によって発生した事故の延焼または拡大
- ⑩ 発生原因が何であるかにかかわらず、【保険金をお支払いする場合3】①借家人賠償責任保険金の支払事由に記載の事故の前④から⑦までの事由による延焼または拡大
- ⑪ 差押え、収用、没収、破壊等、国または公共団体の公権力の行使によって生じた損壊。ただし、消防または避難に必要な処置によって生じた損壊を除く。

- ⑫借戸室の自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、浸食、ひび割れ、はがれ、肌落ちその他類似の事由またはねずみ食い、虫食い等によって生じた損壊
- ⑬借戸室の欠陥によって生じた損壊。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者に代わって借戸室を管理する者が、相当の注意をもってしても発見し得なかった欠陥によって生じた損壊は除く。
- ⑭借戸室の使用もしくは管理を委託された者の故意によって生じた損壊。ただし、被保険者に保険金を取得させる目的でなかった場合を除く。
- ⑮借戸室の使用により不可避的に生じる汚損、すり傷、かき傷等の損壊
- ⑯被保険者と借戸室の貸主との間に損害賠償に関する約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- ⑰航空機、船舶、車両(原動力が専ら人力であるものを除く。)または銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任

【個人賠償責任保険金】 次に掲げる事由によって生じた損害、もしくは損害賠償責任

- ①保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意
- ②戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- ③地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ④核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他有害な特性またはこれらの特性に起因する事故
- ⑤前④以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑥前②から⑤までの事由に伴う秩序の混乱
- ⑦前②から⑤までの事由によって発生した事故の拡大
- ⑧発生原因が何であるかにかかわらず、【保険金をお支払いする場合3】の個人賠償責任保険金の支払事由に記載の事故の前②から⑤までの事由による拡大
- ⑨被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任
- ⑩被保険者が職務に使用する動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- ⑪被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任
- ⑫被保険者相互間の損害賠償責任
- ⑬被保険者の使用人が業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任
- ⑭被保険者と第三者との間の損害賠償に関する特別の約定によって加重された損害賠償責任
- ⑮被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊についてその財物につき正当な権利を有する者に対するの損害賠償責任
- ⑯被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任
- ⑰被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任
- ⑱航空機、船舶、車両(原動力が専ら人力であるものを除く。)または銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- ⑲排気または廃棄物によって生じた損害賠償責任
- ⑳給排水管、冷暖房装置、湿度調節装置、消火栓、スプリンクラーその他既設の設備・装置類の瑕疵、劣化またはさびに起因する損害賠償責任

★ 家財保険の目的・対象物に含まれないもの(補償されないもの)

- ①船舶(ヨット、モーターボートおよびポート含む。)、航空機および自動車(自動三輪車および自動二輪車を含み、総排気量125cc以下の原動機付自転車を除く。)ならびにこれらの付属品
- ②通貨・有価証券・預貯金証書・印紙・切手^{※1}
- ③貴金属・宝石・美術品等で1個または1組の時価額が30万円を超えるもの^{※2}
- ④義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡
- ⑤動物および植物等の生物
- ⑥稿本、設計書、図案、証書、帳簿等
- ⑦テープ、カード、ディスク等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム、データ等

※1 通貨・預貯金証書については盗難の損害のみ保険の対象とします。
 ※2 盗難の損害のみ対象。30万円を超えるものであっても30万円とする。
 詳細については約款をご確認ください。

3 主な特約について

契約概要

- (1)法人等契約の被保険者に関する特約
 保険契約者が法人または個人事業主であり、その役員または使用人が生活の本拠として借戸室に居住する者、その者と生活の本拠として同居する者に適用します。
- (2)転居時の借戸室の取扱いに関する特約
 被保険者が借戸室から転居し、転居後の借戸室においても当会社とこの保険の保険契約を新たに締結した場合に適用します。これにより、転居前の借戸室と転居後の借戸室の賃貸借契約が重複している場合に限り、30日間を限度として転居前の借戸室において生じた事故に対しても、転居後の借戸室にかかわる保険契約において保険金を支払うことができます。
- (3)インターネットによる保険契約申込に関する特約
 保険契約の申込人がインターネットにより保険契約の申込みを行う場合に適用します。
- (4)保険料のコンビニエンスストア払特約
 保険料の払込方法(経路)として、コンビニエンスストア払を選択し、当社がこれを承認した場合に適用します。
- (5)保険料のクレジットカード払特約
 保険料の払込方法(経路)として、クレジットカード払を選択し、当社がこれを承認した場合に適用します。^(注)
 (注)会員規約等に基づくクレジットカードの使用権者と保険契約者が同一である場合に限りです。

4 契約タイプと保険料

契約概要

契約にあたっては、家財の再調達価額の目安に基づいて、300万円から900万円の間で契約タイプをご選択いただけます。家財の再調達価額は、借戸室の広さを目安にお決めいただけます。申込書記載の契約タイプと保険料をご確認ください。

家財簡易評価表

間取り 専有面積	1R、1K、1DK 30m ² 未満	1LDK、2K、2LDK 30-50m ² 未満	3K、3DK、3LDK 50-80m ² 未満	4K、4DK、4LDK 80m ² 以上
家財の再調達価額の目安	300万円-500万円	300万円-700万円	500万円-800万円	700万円～

契約タイプ一覧

契約タイプ	Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ	Dタイプ	
家財保険金額	300万円	500万円	700万円	900万円	
修理費用等保険金額	100万円	100万円	100万円	100万円	
借家人賠償責任保険金額	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	
個人賠償責任保険金額	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	
一時払	保険料(保険期間:2年)	16,000円	19,000円	22,000円	25,000円
	保険料(保険期間:1年)	8,500円	10,000円	11,500円	13,000円

5 保険期間及び契約更新・保険責任の開始及び終期について

契約概要 **注意喚起情報**

保険期間は1年または2年のいずれかとなります。保険責任は、保険料をお支払いいただいたことを条件に保険期間開始日の0時に始まり、保険期間満了日の24時に終了いたします。保険期間の満了に際しては更新のご案内を送付いたします。更新のご案内に際し特段お申出がない場合には更新のご案内に記載した通り、保険契約を更新させていただきます。ただし、契約更新の保険料をお支払いいただけなかった場合、保険金のお支払いはできず、保険開始日に遡って更新後の契約は解除となります。

- ※1 更新内容をよくご確認ください。実際に存在する家財と記載事項に差異がある場合は十分な補償が受けられない場合がございます。また、更新の際は、その他法令などをご注意いただきたい事項(P.19)に該当の場合、保険料の計算方法、保険金額等について見直す場合があります。
- ※2 保険期間が始まった後でも、保険料領収前に生じた事故による損害は、お支払いしません。領収日の基準は、お客さまの選択した払込方法(コンビニエンスストア払、クレジットカード払)により異なりますので、詳しくは各特約をご確認ください。

6 保険料の払込方法について

契約概要

保険料のお支払い方法は、コンビニエンスストア払とクレジットカード払^(注)、現金払があります。保険料のお支払いについてはご選択いただいた契約タイプの保険料全額をご契約時に一括して保険開始日の前日までにお支払いください。
(注)クレジットカード払は、クレジットカードの有効性および利用限度額内であることなどの確認をもって、保険料の払い込みがあったものとみなします。ただし、当社がクレジットカード業者から保険料を受領できない場合を除きます。

7 保険料払込猶予期間について

注意喚起情報

保険料の払込猶予期間は、保険料のお支払い方法により、次のとおりとなります。

お支払い方法	払込猶予期間
①コンビニエンスストア払	保険期間開始日の属する月の翌末日
②クレジットカード払	猶予期間なし
③現金払	猶予期間なし

※保険料の払込猶予期間中の保険料が払い込まれるまでに保険事故が発生した場合には、弊社は、未払込の保険料が払い込まれたことを条件に保険金の支払いを行います。
※コンビニエンスストア払における猶予された期日までに保険料をお支払いいただけなかった場合、保険金はお支払いできず、保険開始日に遡ってご契約は不成立とさせていただきます。

払込猶予期間がある保険料お支払い方法の場合は、払込猶予期間が適用され、猶予される期間までに保険料が払い込まれた場合は、保険開始日の前日に保険料が払い込まれたものとみなします。

8 満期返戻金・契約者配当金について

契約概要

この保険には、満期返戻金・契約者配当金はありません。

9 重大事由による解除について

保険金を支払わせることを目的として損害を発生させた場合、詐欺行為を行った場合や反社会的勢力(暴力団、暴力団員^{*}、暴力団関係企業等)に該当又は関与していると認められる場合については、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。
※暴力団員でなくなった日から、5年を経過しない者を含む。

10 ★保険契約の無効、失効、取消、終了について

契約概要

注意喚起情報

- 無効 保険契約者が、保険金を不法に取得する目的又は第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約は無効とします。
- 失効 次のいずれかの事由に該当した場合には、保険契約は失効します。
 - ①保険の対象の全部が滅失したとき(事故による全損を除く。)
 - ②借戸室に係る賃貸借契約等が終了したとき(解除された場合、満了後更新されなかった場合)
- 取消 保険契約者又は被保険者の詐欺又は脅迫によって弊社が保険契約を締結した場合には、弊社は保険契約に対する書面による通知をもって、この保険契約を取消することができます。
- 終了 家財保険金の支払額が1回の事故につき、家財保険金額の限度額に達した場合には、その事故が発生した時点で、この保険契約は終了とします。この場合、普通保険約款に従って、保険料を返還します。

契約締結に際してご確認いただきたい事項

11 ★クーリングオフ制度について

注意喚起情報

ご契約のお申込み後であっても、保険期間が1年を超えるご契約の場合、ご契約のお申込みの撤回又は解除を行うことができます。

- ご契約を申し込まれた日又は本書面を受領された日のいずれか遅い日からその日を含めて8日以内(※消印有効)であれば、クーリングオフを行うことができます。
- クーリングオフの手続きは、取扱代理店ではできませんので、以下の事項を記載していただき、弊社宛に必ず書面等にてご連絡ください。
《記載事項》①クーリングオフする旨の記載 ②ご契約者様の住所、氏名(押印)、連絡先電話番号 ③契約申込年月日 ④証券番号 ⑤取扱代理店名
- すでに保険金をお支払いする事由が生じているにもかかわらず、クーリングオフをお申し出の場合は、その申し出の効力は生じないものとします。

下記保険契約をクーリングオフします。
ご契約者様の住所氏名[㊤]
連絡先電話番号
・申込年月日
・証券番号
・取扱代理店名

郵便番号
2210825
神奈川県横浜市神奈川区反町4丁目3番3号
JID少額短期保険株式会社
クーリングオフ係

12 ★告知義務について

注意喚起情報

ご契約者又は被保険者様には、保険契約締結の際、保険契約申込書内の☆印がついている保険契約にかかわる特に重要な事項(告知事項)について、正確にお申し出いただく義務(告知義務)があります。告知事項について、故意又は重大な過失によって事実を告げなかった場合又は事実と異なることを告げた場合には、ご契約を解除する場合があります。また、解除前に発生した損害についても保険金をお支払いしない場合があります。

13 ★通知義務について

注意喚起情報

- (1)ご契約者又は被保険者様には、ご契約後に右記のご契約内容の変更があった場合、遅滞なく、弊社に通知していただく義務(通知義務)があります。
(注)告知事項のうち、保険契約締結の際に弊社が交付する書面等において通知事項として定めたものに関する事実に限ります。

① 借戸室の用途を変更した場合
② 借戸室に被保険者様が居住しなくなった場合
③ ご契約者様が保険契約申込書記載の住所又は通知先を変更した場合
④ ①～③までのほか、《告知事項》の内容に変更を生じさせる事実 ^(注) が発生した場合

- (2)(1)の事実の発生によってこの保険契約の引受範囲を超えることとなった場合にご契約者様に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。また、解除の通知以降に発生した損害に対しては、保険金をお支払いしません。

14 ★補償の重複について

注意喚起情報

ご契約者様又は被保険者様が、現在同種の保険に加入している場合、同種の補償が複数存在し、補償重複となります。この場合、この保険契約および他の保険契約の双方から保険金が支払われる場合があります。ただし、損害額を超えて保険金が支払われることはありません。既にご契約されている保険契約の補償範囲、保険金額、保険期間をご確認の上、ご契約ください。

補償の重複の主な事例

JIDタスカル保険	既にご契約中の保険契約
個人賠償責任補償	自動車保険、その他保険契約の個人賠償責任補償

15 複数契約について

注意喚起情報

この保険契約の被保険者は、重複して弊社の同種の保険契約に加入できません。また、弊社の同種の保険契約の被保険者は、この保険契約の被保険者となることはできません。この規定は「法人等契約の被保険者に関する特約」を付帯した場合も適用されます。役員または使用人が居住される際には、弊社の同種の保険契約にご加入されていないことをご確認ください。万一弊社の同種の保険契約の被保険者であった場合は、保険金をお支払いできません。

ご解約手続きについて

16 解約手続きについて

契約概要

保険契約の途中においてご契約の解約を希望される場合、お客さま専用マイページにログインし、解約手続きを行ってください。
<https://mypage.jid-ssi.co.jp>

17 解約時の保険料返戻について

契約概要

注意喚起情報

保険契約の途中において、ご契約を解約される場合には弊社お客さまサポートセンターまでお申出ください。この場合既経過期間^{*}に応じた返還率表(約款P.34別表1)に基づき、解約返戻金をお支払いします。
※この場合1か月未満の端数は1か月に切り上げます。

その他ご留意いただきたい事項

18 少額短期保険業者が経営破たんした場合について

注意喚起情報

少額短期保険業者が経営破たんした場合、保険金や解約返戻金の支払い金額が削減されることがあります。また、「損害保険契約者保護機構」による保護、及び保険業法第270条の3(保険契約移転等における資金援助)第2項第1号に規定する「補償対象契約」の対象にはなりません。

19 その他法令などにご注意いただきたい事項

注意喚起情報

- ①保険期間中に保険契約の計算の基礎に著しく影響を及ぼす事象が発生したときは、弊社の定めるところにより保険契約の保険料の増額又は保険金額の減額を行うことがあります。
- ②この保険が不採算となり、この保険契約の計算の基礎に著しい影響を及ぼす事情が発生したと認めた場合には、弊社の定めるところにより保険契約の更新時に保険料の増額又は保険金額の減額を行うことがあります。
- ③この保険が不採算となり、更新契約の引受が困難になった場合には、保険契約の更新を引き受けないことがあります。
- ④保険金の支払事由に該当する場合でも、巨大災害の発生等により、弊社の収支に著しく影響を及ぼすと特に認めるときは、保険金を弊社の定めるところにより削減して支払うことがあります。

20 少額短期保険業者の保険契約の引受制限について

注意喚起情報

少額短期保険業者は以下の条件が定められています。

- ①保険期間は2年以内。
 - ②損害保険の保険金額は1被保険者あたりで上限が1,000万円。
 - ③保険金額の合計額は保険契約者1名につき上限が10億円。
- 弊社では、保険期間1年又は2年、家財補償、賠償責任補償でそれぞれ1,000万円を上限としています。

21 取扱代理店の権限について

注意喚起情報

取扱代理店は引受少額短期保険業者との代理店委託契約に基づき、保険契約の締結・ご契約の管理などの代理業務を行っております。取扱代理店にお申し添えて有効に成立したご契約は引受少額短期保険業者と直接契約されたものとなります。

22 個人情報の取扱いについて

注意喚起情報

個人情報の取得は適法かつ公正な手段によって行います。

- 個人情報の主な利用目的
 - ①各種保険契約の引受、継続・契約維持の管理
 - ②保険金・給付金の支払い
 - ③各種商品、サービスの改善・充実のためのアンケート
 - ④関連会社・提携会社を含む各種サービスの案内・提供、契約の維持管理
 - ⑤弊社業務に関する情報の提供
 - ⑥他の事業者から個人情報の処理の全部又は一部について委託された場合等において、委託された当該業務の遂行
 - ⑦その他、保険に関連・付随する業務の運営管理
- 個人情報の安全管理

個人情報の漏えい、滅失、き損の無いよう、安全管理に努めます。責任者の設置や、業務委託先に対する必要かつ適切な教育、監督を行い、安全管理体制を徹底します。
- 第三者提供

法令に基づく場合や業務委託先(保険代理店を含む。)、金融機関、再保険取引会社等の関連会社へ提供する場合を除いて、本人の同意を得ずして個人情報を第三者(個人情報保護法第23条4項で第三者に該当しないものを除く。)への提供は原則行いません。
- センシティブ情報の取扱

センシティブ情報を取得する場合は業務上必要最低限の範囲内とし、それらの情報は法令で定められた利用目的以外に利用、第三者提供することはありません。

プライバシーポリシーについては、弊社ホームページをご覧ください。 <https://jid-ssi.co.jp>

23 支払時情報交換制度について

弊社は、一般社団法人日本少額短期保険協会、少額短期保険業者及び、特定の損害保険会社とともに保険金等のお支払い又は、保険契約の解除、取消し、もしくは無効の判断の参考にするを目的として、保険契約に関する所定の情報を相互照会しております。

※「支払時情報交換制度」に参加している少額短期保険業者等につきましては、一般社団法人日本少額短期保険協会ホームページをご参照ください。
<http://www.shougakutanki.jp/>

24 事故発生時について

- ①事故が発生した場合は、遅滞なく、弊社に通知してください。 **事故受付 Tel:0120-460-207 [24時間365日] (通話無料)**
- ②保険金の請求について

保険金の請求をする場合、次の書類等を提出する必要があります。正当な理由なく事実と異なる記載をしたり、保険金の支払いに必要な調査への協力に応じない場合は、それによって弊社が被った被害を差し引いて保険金を支払います。

a. 保険金請求書及び保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、代理請求申請書、住民票など
b. 事故・損害の発生を証明する書類	事故状況説明書、罹災証明書、事故証明書、盗難届出受理番号、メーカーや修理業者等からの原因調査報告書など
c. 損害の額、損害の程度及び範囲を証明する書類	(a)取得時の領収書、売買契約書、図面、仕様書、保証書など (b)修理見積書・請求書・領収書、預貯金に関する金融機関の証明書など
d. 被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書、免責証書、判決書、弊社所定の念書、損害賠償請求権者からの領収書等
e. 損害賠償の額、費用の額及び損害賠償請求権者を確認する書類	(a)診断書、後遺障害診断書、死亡診断書、診療報酬明細書、治療費の領収書、休業損害証明書、源泉徴収票、住民票、戸籍謄本、争訟費用等に関する領収書など (b)修理見積書・請求書・領収書、取得時の領収書、決算書類、事故前後の売上実績証明など

※事故の状況及び損害の額に応じて、上記以外の書類もしくは証拠の提出又は調査にご協力いただく場合があります。

- ③保険金の支払い時期について

保険金請求完了日からその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするための調査を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会・調査等が必要な場合には普通保険約款に定める期日までに保険金をお支払いします。
- ④保険金請求権の時効について

保険金の請求権は3年間の時効により消滅しますのでご注意ください。
- ⑤先取特権について

借家人賠償責任保険金又は個人賠償責任保険金をお支払いする場合、被保険者に対する損害賠償請求権者は、被保険者の弊社に対する保険金請求権について先取特権を有します。よって、被保険者が請求できるのは、以下の場合のみとなります。

 - a. 被保険者が既に損害賠償請求権者に損害賠償を弁済している場合
 - b. 被保険者の指図により、弊社から直接損害賠償請求権者に支払う場合
 - c. 被害者が先取特権を行使したことにより、弊社から直接損害賠償請求権者に支払う場合
 - d. 弊社が被保険者に賠償責任保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、弊社から被保険者に支払う場合
- ⑥他の保険契約等がある場合の保険金の支払額

補償が重複する他の保険契約があり、支払責任額が支払限度額を超える場合、支払限度額から既に支払われている保険金等を差し引いてお支払いします。

25 少額短期ほけん相談室 指定紛争解決機関

注意喚起情報

少額短期保険業者との間で問題が解決できない場合は、一般社団法人日本少額短期保険協会「少額短期ほけん相談室」をご利用いただけます。

〒104-0032 東京都中央区八丁堀三丁目12番8号 HF八丁堀ビルディング2階

 **0120-821-144** FAX 03-3297-0755

受付時間 9:00～12:00、13:00～17:00(土・日・祝日・年末年始を除く)

26 安心のサポート体制

注意喚起情報

お客さまサポートセンター

商品内容のお問い合わせ、お申出、解約のお手続き等

 **0120-518-007** (通話無料)

受付時間:月～土曜 9:00～18:00 (日曜・年末年始を除く)

事故受付センター

事故のご報告

 **0120-460-207** (通話無料)

24時間365日